

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和5年12月8日(金)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

浅沼都、川内十郎、児成剛、斎藤剛、瀧容子、知念晃子、堀場竜介(以上学識経験者)、白井正人、諏訪部史人(弁護士)、松川将也(検察官)、家令和典、清水克久(以上裁判官)

(説明担当者)

遠藤辰治(首席書記官)、江端奈々瀬、豊島学(主任書記官)

4 議事内容等

(1) 新任委員3名から自己紹介があった。

(2) 遠藤首席書記官から、前回の家庭裁判所委員会(テーマ「家事調停手続におけるウェブ会議について」)における意見交換を踏まえて、その後の裁判所における取組状況について報告がなされた。

(3) 今回のテーマである「成年後見制度と地域における家庭裁判所の役割について」について、江端主任書記官及び豊島主任書記官から、「成年後見制度の概要」として、成年後見制度とは何か、成年後見制度における家庭裁判所の役割、申立ての状況、成年後見制度利用促進基本計画などについて説明を行った。

その後、今回のテーマについての当庁の取組、課題の中から、テーマ①「裁判所における手続案内」及びテーマ②「市民後見人の選任」の2つを取り上げることとし、テーマ①においては「本人が関係機関から適切に必要な支援を受けられるようにするために、家庭裁判所にできること、工夫など」について、テーマ②においては「市民後見人の選任や交代をより積極的に進めていくために、家庭裁判所にできること、工夫など」について、各委員から次のような意

見等が述べられた（○は家裁委員の発言、●は説明担当者の説明である。）。

【テーマ①「裁判所における手続案内」について】

- 家庭裁判所に成年後見制度の利用について相談があったときに、家庭裁判所から中核機関にハブになってもらう意味も込めて、成年後見支援センターなどの中核機関を案内することもあるか。
- 成年後見制度を利用するかどうかを迷われている方については、制度利用が本当に適切かどうか、日常自立支援事業という福祉サービスの利用なども考えられるところであるから、家庭裁判所から、中核機関、場合によっては市の福祉課などを案内することがある。
- 家庭裁判所として、中核機関の役割や実情をどのように把握しているか。
- 市町や社会福祉協議会が主催している会議に参加することにより実情や課題を把握している。また、裁判所においても、専門職団体、県、市町との間で意見交換会を開催して意見交換などを行っている。
- 成年後見制度の利用を申し立てたい人が、家庭裁判所に直接相談又は申立てをするというのは実際のところどれほどあるのか。最初は、地域の福祉関係の部署に相談に行くのではないか。
- 直接家庭裁判所に相談に来る方もいらっしゃるし、どこかを經由してという方もいらっしゃる。何らかの福祉サービスを受けている方の場合には、ケアマネージャーなどを通じて地域とのつながりがあるので、中核機関である成年後見支援センターなどに相談に行く方が多いように思われる。福祉サービスなどによる地域との関わりが無いような本人の親族の場合には、家庭裁判所に直接来る方が多いように思われる。
- 家庭裁判所に後見制度の利用の相談に来た方について、どの程度、後見制度利用の申立てを促し、選任に至っているのか。後見制度の利用ではなく、他の制度の利用を勧める場合もあるのか。
- 家庭裁判所としては、成年後見制度の利用によってどのように本人が保護さ

れることになるのかを理解してもらい、本人の意思も確認した上で申立てをしてもらうように案内をしている。このため、家庭裁判所に来た方全員が申立てをしているというものではない。

- 成年後見制度の利用以外に何らかの方法で本人を保護できる仕組みがあるのであれば、そちらも検討してもらう方が良いと考えているので、その場で決めてもらうのではなく、じっくり考える機会を持つことを勧めている。
- 申立人と本人との関係について、市区町村長による申立てが非常に多いが、どのようなプロセスで市区町村長が申立人となっているのか。市区町村長が申立てをせざるを得ないという状況が社会的に加速しているのか。
- 市区町村長の申立てが非常に多いのは、核家族化が進んでいることもあり、申立てをすべき親族がいない、疎遠などを理由に親族に申立てをしてもらえないなどから、最終的に市区町村長が申立てをするしかないという実情が増えてきているのではないかと。孤立している高齢者が増えていて、福祉サービスを利用している中で、本人の意思を酌むためには成年後見制度を利用するしかない、あるいは、施設契約や財産管理をするためにはどうしても成年後見制度が必要だということで、否応なく市区町村長が申立てをしているのではないかと。
- 申立てに当たり、親族の意向も確認しているところ、市区町村長の申立ての場合には、市区町村から親族に対して意向を確認しているのがほとんどである。親族からの回答を見ると、関わりたくない、疎遠である、遠方に住んでいるため協力できないということで、やむを得ず市区町村長が申立てをしているというケースが多いように感じる。
- 任意後見や法定後見はとてもよい制度だと思うが、周知されていないのはもったいないので、もう少し周知されてもよいのではないかと。

例えば、税務署に紙で確定申告にくる人は高齢な方が多いと思われるところ、一つの案として、税務署と連携して、任意後見制度をアナウンスしてもらうことも考えられるのではないかと。

- 任意後見契約を締結した段階で家庭裁判所が積極的に関与することはないと思われるが、家庭裁判所が作成したパンフレット（成年後見制度―利用をお考えのあなたへ―）には、任意後見制度についても触れられているので、任意後見制度のアナウンスを家庭裁判所がすることも考えられるのではないかと。
- 任意後見制度については、裁判所のサイトでも案内している。終活の一貫として、判断能力が衰えるかもしれないと不安に思って手続案内に来る方もいるので、その際に任意後見制度の案内をすることはあるが、今まで積極的に案内することはなかったので検討したい。

【テーマ②「市民後見人の選任」について】

- 市民後見人の選任形態であるリレー型・単独選任型・複数選任型のうち、どの形態の割合が多いのか。また、選任された市民後見人は、どのような属性、立場の方か。
- 選任形態としては、社会福祉協議会からのリレー型の選任が圧倒的に多い。市民後見人の経歴は多種多様であるが、多くの方に共通して言えるのは、地域貢献に対する意識が高い人である。一般的にはリタイアした世代の方が多いと聞いている。
- 市民後見人として後見事務を行うことによる収入のようなものはあるのか。
- 一般の後見人と同様に、報酬付与の申立てがあれば、家庭裁判所の判断により、本人の財産から報酬を受けることができる。
- 市民後見人の選任形態としては、複数選任型が一番いいのではないかと。リレー型として、複雑なところは専門職にやってもらった後で市民後見人がそれを引き継ぐという形態もいいかもしれないが、その後に入り組んだ問題が発見されるとか、片付いたと思った問題が市民後見人にバトンタッチした後に見つかるということもあるように思われる。

市民後見人には身上保護に専念してもらいつつ、財産管理は専門職が担うなど、分業することでより大きな効果を引き出すという事例もあるように思われ

る。複数選任型を推進するという考えはあるか。

- 市民後見人の選任は、育成を行っている市町と連携しないとできないところがある。市民後見人は、市町による受任者調整会議において、本人と候補者をきちんとマッチングさせた上で、家庭裁判所に候補者として推薦されてきている例が多い。受任者調整をする段階で複数選任型とするという取組を市町にしてもらおうということは考えられる。
- 市民後見人の選任が進まない実情として、社会福祉協議会が後見人として選任されていた事案からのリレーというのに限られていたとの説明があったが、どうして社会福祉協議会からのリレーしかなかったのか。
- 社会福祉協議会からのリレー型の選任が多い理由として、恐らく市民後見人の育成を主に担当している社会福祉協議会等の中核機関が、中核機関自体が後見人等を担当した案件を、育成した市民後見人に引き継いでいくという事情があるのではないか。
- 説明にあったリレー型・単独選任型・複数選任型というバリエーションを増やしていくためにも、市民後見人の育成に取り組んでいくことが必要ではないか。市民後見人をより多く選任していくためには、その母数・給源を増やしていく必要があると思われるが、家庭裁判所において、母数、給源の確保に向けた取組としてどのようなことをしているのか。
- 市民後見人の養成は、市町が主催してやっているところであり、裁判所として直接的に何か行政と連携をしてという取組は行っていない。
- 市民後見人という存在を広く周知する必要性が高いように思われる。裁判所で市民後見人の広報を検討してもらえれば、もっと市民後見人の養成が促進されるのではないか。
- 一般の方々は、成年後見制度について、自分も関わる日が来るという意識をあまり持っていないのではないか。市民後見人の広報と言うと簡単に聞こえるが、自分に関係するという意識を持ってもらうことが大切であり、その前提と

して、成年後見制度についての認識が広まっていないところが一番大きいと思う。成年後見制度ができたときよりも、高齢化率が急激に高まっているところ、制度が追いついていかないというところもあるかと思う。行政は行政でやっていくと思うので、裁判所は裁判所でやってもらえばよいのではないか。

- 家庭裁判所は、成年後見制度の周知の主人公ではないのではないか。市民と接したりPRしたりするのは、やはり行政ではないか。家庭裁判所がチラシを配るなど市民への広報活動をするときに、行政と上手く連携することができるだろうか。

家庭裁判所ができることとしては、市民後見人養成講座の支援、積極的な講師派遣などが考えられるが、まだ実施していない自治体に対して実施するように働き掛けることも考えられる。

- 市民後見人についての広報の必要性については皆さん一致しているようだが、たしかに、その主体が家庭裁判所なのか市町なのかというのはあると思う。特殊詐欺の広報をイメージすると分かるが、自分事として捉えてもらうには、具体的な事例がセットでなければ効果は少ないのではないか。
- どのぐらいの人数の市民後見人を育成しなければいけないか。人口、高齢化率、高齢者の人数などでこれぐらい必要という数値目標を具体的にしなければ、どれぐらい進めればよいのか、どれぐらい予算が必要かなどが分からないように思う。
- 市民後見人になりたいという人は、どれぐらいいるのか。
- 現在、静岡市で25名が市民後見人候補者になっている。そのうち、8名が市民後見人に選任されている。
- 報酬を前面に打ち出すことが難しい分野だと思うので、この点で市民後見人のなり手がいないという問題につながりやすいと思う。

市民後見人の経験者は、将来、成年後見制度を利用するときの費用が減るなど、市民後見人のなり手にとってメリットがあると効果があるのではないか。

結局、他人事であるから、自分事に置きかえて、将来、制度の利用が必要になるかも知れないので、お互い様だという意識付けのようなことができるとうい。

- 伊豆半島の南部地域はすさまじい勢いで高齢化が進んでいて、市民後見人に期待せざるを得ないという実情があるが、市民後見人が増えるという雰囲気ではなさそうである。

社会福祉協議会が後見監督人としてバックアップ、フォローをするという態勢になっているが、社会福祉協議会もマンパワーが限られている。費用も人材も十分でない中、月1回の面談・活動報告、日常的な相談などを、今の社会福祉協議会の体制でやれるかという点、現実にやれない。

他方で、選任された市民後見人が自分の判断で後見事務をやっていけるかという点、市民後見人も不安であるため、当然フォローは必要だと思う。

裁判所の関わりとして、専門職の後見監督人が選任される場合には、基本的には監督を後見監督人に任せているところ、市民後見人の場合には、後見監督人として社会福祉協議会がやっているようなフォローを、場合によっては、裁判所が担うことは可能か。可能であれば、社会福祉協議会の負担も軽くなり、もしかしたら市民後見人がもう少し増える可能性もあるように思う。

結局はマンパワーと予算の問題という気もする。質の高い市民後見人を増やし、安心して成年後見制度を利用していくためには、やはり予算とマンパワーをどれだけ充実させていくか。それは、家庭裁判所と社会福祉協議会とが連携して社会福祉協議会の人員と一緒に獲得していくといったことでもやっていかないと、恐らく根本的には上手くいかないように思う。

- やはり予算の問題、マンパワーの問題、それらに尽きるように思う。市民後見人は比較的新しい制度であり、これからどう育てていくかということだと思う。今は、社会福祉協議会が中心となって取り組んでいるところだが、人が足りない、お金が足りないという話になってくるはずなので、行政の中で変わっていくというところにも期待をしたい。

高齢者が爆発的に増加している中で、裁判所に何ができるのか。少なくとも市民後見人を増やしていかないと、成年後見制度の利用が必要な方に手当てができないという事態は変わっていかない。裁判所で何ができるのかと言うと、成功例を増やしていくことではないか。

現に市民後見人を経験された方、まだ少数ではあるけれども、その方々が、市民後見人に興味があるという方に経験談を語ってもらい、それが次の方の意欲につながるようなサイクルができていければと思う。

報酬を目的に市民後見人をしている方は、ほとんどいないと思うが、その辺りも、場合によっては、このような手当てもあるというのを、経験談で伝わっていけば少しは意欲につながっていくように思う。

市民後見人が増えていないのは、社会福祉協議会が手とり足とりマッチアップをして、やっていける範囲でしか選任できてないということなのかなと思う。

ある程度のレベルであれば、選任してしまうみたいな空気ができるかどうか、少々スキルが劣っているかもしれないけれども、選任してもいいという空気が社会に醸成されるかどうかというところも大きいように思う。そうでないと、何で市民後見人を選任したのか、専門職を選任すればよかったのに、といった事態に発展してしまう。社会福祉協議会としても、その辺は心配されていて、完璧なフォローアップができる方だけをやっているのではないか。そういう意味では、社会への周知と社会の認知に掛かっているというような気もするので、その辺りを期待していきたい。

## 5 次回テーマ及び期日

今回は「家事調停委員に相応しい担い手の確保とその育成」について取り上げることになり、期日は、令和6年7月1日（月）午後3時から午後5時までとなった。